

高病原性鳥インフルエンザに関する 特定家畜伝染病防疫指針

**平成16年11月18日
農林水産大臣公表**

(最終変更：平成20年12月20日)

【目次】

前文	1
第1 基本方針	2
1 異常家きん等の通報	2
2 殺処分等	3
3 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限	3
4 ワクチン	4
第2 防疫措置	4
1 異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置	4
(1) 異常家きん等の通報、(2) 家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の措置、 (3) 動物衛生研究所における病性鑑定、(4) 病性の決定	
2 病性決定時の措置	7
(1) 発表、(2) 対策本部の設置、(3) 家畜防疫員の動員、 (4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣、(5) 公示、報告又は通報	
3 発生農場における防疫措置	8
(1) 基本事項、(2) 一般緊急措置、(3) 殺処分、(4) 死体の処理、 (5) 消毒等、(6) 汚染物品の処理、(7) 人員の確保、 (8) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点	
4 疫学関連農場等における防疫措置	11
(1) 同居歴による疑似患畜、(2) 患畜となるおそれがある家畜	
5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限	12
(1) 移動制限区域、(2) 搬出制限区域	
6 清浄性の確認のための検査等	14
(1) 移動制限区域及び搬出制限区域における検査、(2) 移動制限の解除後の検査、 (3) 発生農場の経営再開のための検査、(4) その他の区域における措置	
7 ワクチン	15
8 感染経路の究明	15
9 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合における防疫措置	16
(1) 農場監視プログラムの適用、(2) 関連農場の検査、(3) 移動制限区域	
第3 防疫対応の強化	19
1 危機管理体制の構築	19
2 試験研究機関等との連携	19
3 監視体制の維持	19
(1) モニタリングの対象、(2) モニタリング検査の実施	

高病原性鳥インフルエンザは、国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準（Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines。以下「OIEマニュアル」という。）により高病原性鳥インフルエンザウイルス（Highly Pathogenic Avian Influenza ウィルス。以下「HPAI ウィルス」という。）と判定されたA型インフルエンザウイルス又はH5若しくはH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPAI ウィルスと判定されたものを除く。）の感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病をいう。

本病は、その伝染力の強さ、高致死性を示す病性等から、家きん産業に及ぼす影響は甚大であるほか、国あるいは地域ごとに家きんやその生産物等に厳しい移動制限が課され、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的に最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。また、1997年に香港において鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）の人への致死的な感染被害が確認されて以来、公衆衛生の観点からも非常に重要な疾病として注目されるようになり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）においては医師に感染者の報告を義務付ける等の対策が明示され、家きん疾病の中で最も警戒すべきものとして位置付けられている。

我が国は、島国という地理的条件に加えて、輸入検疫の努力もあり、1925年の発生を最後に、長く本病に対する清浄性を保ってきたが、2004年1月、79年ぶりとなる発生が確認された。同年3月までに4件の発生が確認され、約27万5千羽が死亡し、又はどう汰された。また、本病の発生に係る防疫対応を通じて明らかとなった課題に対応するため、同年6月には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の一部改正が行われ、疾病発生時の届出義務違反に対する罰則の強化、移動制限命令を受けた畜産農家に対する助成の制度化等の措置が講じられた。さらに、2005年6月から12月までに、茨城県及び埼玉県において41例の感染が確認され、採卵鶏を中心とした約580万羽の鶏が殺処分され、又はどう汰された。本事例において分離されたウイルスは、鶏が感染しても明瞭な臨床症状を示さないH5N2亜型の弱毒タイプであった。鳥インフルエンザウイルスのうち、H5亜型及びH7亜型については、鶏に感染した場合に、弱毒タイプが強毒タイプに変異することが報告されている。このため、本事例についても、強毒タイプのウイルスによる発生に対する防疫に準じた措置が講じられた。しかしながら、ウイルスが分離されず抗体のみが分離された一部の農場においては、ウイルスに感染した疑いが否定できない鶏の羽数が膨大で、直ちに殺処分することが不可能な場合であつたことから、分離されたウイルスの特性等を踏まえ、家畜防疫上のリスクを高めない範囲で、鶏を直ちに殺処分しない措置が講じられた。

本病の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染した鳥類、本病のウイルスに汚染された家きんの卵等の畜産物、飼料、人などを媒介とした侵入も考えられる。こうした病原体の侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局が定める国際動物衛生規約に基づき、動物検疫を始めとする侵入防止措置がとられている。しかしながら、貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料原料及び資材の輸入が増大している中では、すべての

侵入リスクを完全に排除することは困難である。

本指針は、このような認識に立ち、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは隨時見直しを行うこととする。

また、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）は、本指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に当たっての留意事項を別に定めるものとする。

第1 基本方針

本病の防疫対策は、第一に本病の発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に本病が発生した場合にはその被害を最小限に止めることが基本となる。このため、国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

関係者にあっては、本病の防疫措置の重要性を十分認識し、すべての関係者が一体となって、侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の強化を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策が講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である。

1 異常家きん等の通報

本病は、一般に、感染した鳥類又は本病のウイルスに汚染された排せつ物、飼料、粉塵、水、はえ、野鳥、人、飼養管理に必要な器材若しくは車両等との接触により感染する。このため、家畜防疫員は、獣医師等と連携し、家きん等（家きん及び家きん以外の鳥類（飼養されているものに限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の所有者（管理者を含む。以下同じ。）に対し、本病の発生の予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、的確な発生の予防措置が講じられるよう、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準、特に本病については、

- (1) すずめ、からす類等の野鳥の、鶏舎等への侵入防止対策を強化すること
- (2) ねずみ、いたち類、さらにはえ、ごきぶり等の害虫対策を強化すること
- (3) 給水用の水は、飲用に適したものか、消毒したものを用いることとし、少なくとも、野鳥や野生動物との接触が考えられる生水を家きん等に与えないこと
- (4) 家きん等の飼養場所（以下「農場」という。）の出入口に消毒槽を設置すること等により、車両、器具、従業員等の衣服、長靴及び身体等の消毒を徹底するとともに、関係者以外の農場への出入りを厳しく制限すること
- (5) 家きん等の導入に当たっては、事前に導入元の衛生状況を把握すること
- (6) 農場内に複数の鶏舎を有する場合には、鶏舎若しくは鶏舎群ごとに飼養管理者を適正に配置すること、又は鶏舎若しくは鶏舎群ごとに作業衣、長靴、器具等を

適切に交換し、若しくは消毒することにより、鶏舎間での感染を防止する飼養管理を徹底すること

(7) 従業員等に対し、衛生管理の方法の教育を徹底すること

(8) 家きん等の日常の健康観察を徹底すること

等の事項の遵守による、家きん等の適切な衛生管理の方法について助言又は指導を行う。

また、本病の症状は多様であり、症状のみで本病を診断することは困難であることから、都道府県は、獣医師及び家きん等の所有者に対し、常に本病の発生を疑い、本病を疑う症例を発見した場合には、死亡家きん等の羽数の多少にかかわらず、直ちにその旨を家畜保健衛生所に通報するよう指導し、又は依頼する。

2 殺処分等

(1) 本病が発生した場合は、法第17条の規定に基づく患畜又は疑似患畜（以下「患畜等」という。）の殺処分、法第21条の規定に基づく患畜等の死体の焼却等、法第23条の規定に基づく汚染物品の焼却等、法第25条の規定に基づく畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施する必要がある。このようなまん延防止措置は、原則として家きん又はその死体等の所有者が行うこととなるが、都道府県は、農林水産省、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該所有者に積極的に協力する。また、本病のまん延を防止するため緊急の必要がある場合は、家畜防疫員自らがその一部又は全部を実施できる。

(2) 患畜等の死体及び汚染物品は発生農場（患畜等の所在する場所を含む。以下同じ。）において、その所有者が焼却、埋却又は消毒をすることを原則とするが、その数量、現地の地形等によって発生農場で実施困難な場合は、適切な消毒の実施等病原体の拡散防止に万全を期しつつ他の場所に輸送し、焼却、埋却等を行う。

このため、都道府県は家きんの所有者が、患畜等の死体及び汚染物品の処理が速やかに実施できるよう、あらかじめ市町村等と協議を行い、その処理方法の検討及び焼却、埋却等の場所の確保に努めるよう指導及び助言を行うものとする。また、都道府県及び市町村は、関係機関及び関係団体と連携して、日頃より家きん等の所在地、飼養羽数、飼養形態等及び所有者の連絡先等の情報を把握するよう努めるとともに、本病の集団発生等により多数の患畜等の死体及び汚染物品が生じる場合を想定し、焼却、埋却等が可能な施設のリストアップ、発生時の相談窓口の確認及び事前説明並びに関係団体等が行う患畜等の死体等の運搬及び処理体制の整備についての指導・推進に努める。

3 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

家きん及びその死体等の移動の制限並びに家畜集合施設における催物の開催等の制限は、本病のまん延防止を図る上で極めて重要な防疫措置であり、関係者の理解と協力を得て効果的に実施する。

移動の制限等の規制は、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、都道府県知事が規則を定めて行うことを原則とするが、制限が広範囲の地域に及ぶ場合等必要があるときは、農林水産大臣が都道府県知事に対し、これらの規制措置を実施すべき旨を指示し、又は法第32条第2項の規定に基づき、自ら区域を指定し、家きん及びその死体等の移動を制限する。

4 ワクチン

(1) 本病の現行のワクチンは、重症化の抑制には効果があるものの、感染を完全に防御することはできないとされており、無計画・無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための血清抗体検査の際に支障を來し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。このため、我が国の本病の防疫では、早期の発見と感染家きんの迅速な殺処分により、短時間のうちにまん延を防止することが最も効果的な方法である。

万が一、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が続発し、発生農場の飼養家きんの迅速なう汰が困難となり、又は困難になると判断される場合には、ワクチンの使用を検討することとなるが、都道府県は、ワクチンの使用に当たっては、事前に農林水産省と協議し、計画的な接種を行うことが必要である。

(2) 農林水産大臣は、ワクチン及び注射関連資材の備蓄に努めるとともに、ワクチン接種の実施に当たって、法第49条の規定に基づき、都道府県に譲与し、又は貸し付ける等の措置を講ずる。また、都道府県は、緊急時の防疫資材の入手方法等を検討するとともに、初動防疫に必要な資材の備蓄に努める。

第2 防疫措置

1 異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置

(1) 異常家きん等の通報

家畜保健衛生所は、獣医師又は家きん等の所有者から、本病を疑う症例を発見した旨の通報又は届出を受けたときは、直ちに家畜防疫員による立入検査を行う。この際、本病である場合を想定し、病原体の拡散防止等の防疫措置に十分配慮する。

なお、都道府県は、異常家きん等の発見の通報が確実に行われるよう、家きん等の所有者に対し、以下の病態（病態の明瞭なH P A I ウイルスの感染によるもの）等の本病に関する知識の普及・啓発に努める。

ア 疫学的特徴

- ・ 年齢に関係なく発生する。
- ・ 本病に罹患した家きん群等（家きん、人、車両、器具等）との接触により発生する。

イ 主な臨床症状

(家きんの種類又は分離されたウイルス株により症状やウイルスの排出量は異なる。)

- ・ 突然の死亡
- ・ 呼吸器症状
- ・ 顔面、肉冠若しくは脚部の浮腫又は出血斑若しくはチアノーゼ
- ・ 産卵率低下又は産卵停止
- ・ 神経症状（うずくまる、嗜眠、振せん又は羽毛の逆立等）
- ・ 下痢
- ・ 飼料摂取量、飲水量の低下

ウ 割検所見

- ・ 病変は多様
- ・ 諸臓器又は筋肉若しくは皮下の充出血又は壊死

(2) 家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の措置

ア 家畜保健衛生所の措置

(ア) 家畜防疫員は、立入検査の結果、臨床症状等から本病が疑われる場合には、その概要等を家畜保健衛生所に連絡し、家畜保健衛生所は都道府県畜産主務課に連絡する。なお、法第5条、第31条又は第51条の規定に基づく検査時に家畜防疫員が異常家きんを発見した場合にあっても、これに準じて措置する。

(イ) 家畜防疫員は、臨床症状を示す家きん及び死亡した家きんを対象に、病性鑑定（ウイルス分離検査、血清抗体検査及び病理学的検査）に供する材料（気管スワブ及びクロアカスワブ、血清、臓器等）を採取し、直ちに家畜保健衛生所等において病性鑑定を実施する。

(ウ) 家畜防疫員は、必要に応じて(イ)以外のA型インフルエンザウイルスの抗原検出検査、遺伝子検出検査等（以下「補助的検査」という。）を実施する。

(エ) 家畜防疫員は、立入検査実施前の3日間の家きん群の死亡率が10%以上（以下「一定以上の死亡率」という。）であることが確認され、臨床症状等から本病の発生が疑われる農場においては、移動の自粛を要請する。

イ 都道府県畜産主務課の措置

都道府県畜産主務課は、アの(ア)の家畜保健衛生所からの連絡があったときは、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に隨時連絡するとともに、家畜保健衛生所等における病性鑑定の結果、インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合には、都道府県公衆衛生担当部局、都道府県警察等関係機関に連絡するなど都道府県内関係部局間の連携を密にするとともに、正確な情報の把握に努め、迅速かつ的確に、動物衛生課、関係都道府県及び関係市町村に連絡するものとする。

なお、ウイルス分離に先立ち、異常家きんの発生状況、補助的検査により本病が疑われる場合もこれと同様とする。

(3) 動物衛生研究所における病性鑑定

ア 家畜保健衛生所等における病性鑑定の結果、インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所等は病性鑑定に供した材料((2)のアの(イ)の材料に加え、発育鶏卵から採取した尿膜腔液)を、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(以下「動物衛生研究所」という。)に送付し、動物衛生研究所において、A型インフルエンザウイルスの同定及びウイルスの性状判定を行う。

イ 家畜保健衛生所は、動物衛生研究所に病性鑑定材料を送付するに当たっては、その旨都道府県畜産主務課に連絡し、都道府県畜産主務課は、動物衛生課及び動物衛生研究所に連絡する。

また、動物衛生研究所は病性鑑定の結果を動物衛生課及び都道府県畜産主務課に連絡する。

(4) 病性の決定

本病の診断は、病性鑑定及び補助的検査の結果を踏まえ、原則として家畜防疫員が次のアからウまでに掲げるところにより、患畜等又は患畜となるおそれがある家畜(法第14条第3項の規定に基づく患畜となるおそれがある家畜をいう。以下同じ。)の決定を行う。

ア 患畜

以下のウイルスが分離された家きん

- (ア) OIEマニュアルにより判定されたHPAIウイルス(以下「強毒タイプのウイルス」という。)
- (イ) H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス(HPAIウイルスと判定されたものを除く。以下「弱毒タイプのウイルス」という。)

イ 疑似患畜

- (ア) 家畜防疫員が臨床症状、ウイルス分離検査及び血清抗体検査の結果、飼養状況等により患畜である疑いがあると判断した家きん

(例①:アの(ア)又は(イ)のウイルスに対する抗体が確認され、当該ウイルスが分離されない家きん(アの(イ)のウイルスに対する抗体が確認されたものの、飼養状況等により、万が一、飼養鶏舎内にウイルスが存在していたとしても、鶏舎外に当該ウイルスを拡散させるおそれが極めて小さいと判断されるため、9の(1)に掲げる防疫措置を講ずることが可能と判断される家きんを除く)。例②:一定以上の死亡率が確認され、A型インフルエンザウイルス(アの(ア)及び(イ)に掲げるウイルスと同定されたウイルスを除く。)が分離された家きん。)

- (イ) 家畜防疫員が同居歴等の調査結果により患畜である疑いがあると判断した家きん

(例①:患畜と同居している家きん。例②:患畜が確認された農場以外の農場であって発生農場の管理者が日常の飼養管理を行っている農場(以下「同一飼養管理農場」という。)で飼養されていた家きん。例③:患畜又は(ア)の疑

似患畜に臨床症状が初めて確認された日又は検査材料を採取した日のいずれか早い日より前（以下「患畜等になる前」という。）21日以内に、患畜又は（ア）の疑似患畜と同居していたことにより、家畜防疫員が患畜である疑いがあると判断した家きん（以下「同居歴による疑似患畜」という。）

ウ 患畜となるおそれがある家畜

（ア）同居歴による疑似患畜と同居している家きん

（イ）患畜等が確認された農場から、患畜等になる前7日以内に、獣医師、飼料関係者等の人、飼養管理関係器材等の物又は飼料運搬車等の車両が移動した農場で飼養されていることにより、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

（ウ）異常家きんの発生状況及び補助的検査の結果により、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

2 病性決定時の措置

（1）発表

ア 発表内容は、あらかじめ定めた様式を参考に、動物衛生課と都道府県畜産主務課とで調整する。

イ 発表に先立ち、発表の概要、今後の防疫の対応方向等について、動物衛生課は地方農政局及び厚生労働省等関係府省庁の担当部局等関係機関に、都道府県畜産主務課は動物衛生課と調整した上で、都道府県公衆衛生担当部局、都道府県警察等関係機関、都道府県内関係市町村及び関係団体に連絡し、防疫活動についての協力を依頼する。

ウ 発表は、農林水産省と都道府県の両方で行う。この場合、農林水産省と都道府県は、あらかじめ整備している情報提供ルートに沿って発表内容を関係者に周知する。

エ 動物衛生課及び都道府県畜産主務課に広報担当者を置く。

オ 新たな発生、移動の制限等の事実関係は、必要に応じ、その都度新聞社、テレビ局等の報道機関に資料を配布するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者に配布する。

（2）対策本部の設置

農林水産省、発生都道府県及び家畜保健衛生所等にそれぞれ対策本部を設置する。家畜保健衛生所等に設置した対策本部（以下「現地対策本部」という。）においては、必要に応じ本病の概要、留意点等を記載した文書を作成し、関係者に配布する。関係機関及び関係団体には、文書で各対策本部を設置した旨を通知し、防疫活動についての協力を要請する。

（3）家畜防疫員の動員

都道府県畜産主務課及び家畜保健衛生所は、必要な人数の家畜防疫員に対して集合を命じ、その他の家畜防疫員についても当分の間（約2週間）、常時その行動や

所在を把握する。その後の発生状況等に応じて、本病が発生した都道府県の家畜防疫員では対応が困難と判断される場合には、動物衛生課に対して、不足員数、派遣要請期間及び予定活動内容を連絡し、他都道府県の家畜防疫員及び関係機関の人員の派遣について調整を依頼する。

(4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣

動物衛生課は、必要に応じ、動物衛生研究所、動物医薬品検査所、動物検疫所等関係機関の協力を得て防疫の専門家を発生都道府県に派遣し、防疫に関する技術的助言を行う。

(5) 公示、報告又は通報

都道府県は、法第13条第4項の規定に基づき本病の発生を公示するとともに、関係機関に通報及び報告を行う。

3 発生農場における防疫措置

(1) 基本事項

ア 現地の家畜防疫員により防疫措置を実施する場合は、現地対策本部は、現地対策本部長等を総括責任者として定め、かつ、それぞれの業務分担及び指揮命令系統を明らかにしておく。

イ 日常、農場において作業を行っている者は、まん延防止及び公衆衛生上の観点から、原則として防疫作業に当たらないこととする。

ウ 農場においては、病原体の拡散を防止するため、野鳥及び野生動物の侵入防止並びにはえ等の衛生害虫の駆除を徹底する。

エ 防疫措置の実施に当たっては、公衆衛生部局と適切に連携するとともに、防疫作業に従事する者は、防疫衣、マスク、ゴーグル、手袋等を必ず着用し、感染防止に努めるよう十分留意することとし、予防投薬等について公衆衛生部局及び医療関係者の助言を求める。

また、万一、感染が疑われる者が発生した場合にあっては、速やかに公衆衛生部局の指導を仰ぐ。

(2) 一般緊急措置

ア 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、本病の概要、法の趣旨、所有者の義務、都道府県等の協力方針、法第52条の2の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに制限がある旨等について説明を行う。

イ 家畜防疫員は、患畜等の所有者に対し、法第14条第1項の規定に基づき、速やかに患畜等の隔離を行うよう指示する。

ウ 家畜防疫員は、患畜となるおそれがある家畜の所有者に対し、法第14条第3項の規定に基づき、速やかに当該家畜の一定区域外への移動の制限を指示するとともに、移動制限予定区域内の農場に対して家畜の移動自粛を要請する。

エ 種鶏場等のふ卵業務を行っている農場で患畜等が確認された場合は、家畜防疫員は農場の管理者に対し、法第34条に基づきふ卵の停止又は制限を行うよう指

示するとともに、ふ卵中の卵、ふ卵器等については、法第23条に基づき汚染物品としてすべて焼却、埋却又は消毒を行うよう指導する。

- オ 殺処分、死体処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び関係団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の家畜防疫員は殺処分予定羽数、殺処分の方法、死体処理方法等の防疫措置に必要な事項について現地対策本部に確認し、指示を受ける。
- カ 発生農場の外部の見やすい場所に発生の標示と立入禁止の掲示を行い、門を閉じるか網を張るなどし、出入口数を必要最小限に限定する。当該出入口には、消毒槽及び噴霧消毒施設を設ける。
- キ すべての動物の隔離及び係留並びに排水口の閉鎖を確認する。
- ク ウイルスに汚染するおそれのあるすべてのもの（庭及び道路を含む。）に十分な消毒液を散布する。この場合において、家きんの管理等に使用した衣類、飼育管理用器具等についても同様とする。

(3) 殺処分

- ア 殺処分は、原則として鶏舎内で行う。やむを得ず鶏舎外で殺処分する場合は、ケージなどを用意し、病原体の拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。
- イ 動物の愛護、作業の省力化及び安全性確保の観点から、殺処分は脊髄断絶又は二酸化炭素ガス等による窒息により行う。
なお、殺処分後、直ちに焼却又は埋却が行えない場合は、死体の消毒を行う。

(4) 死体の処理

- ア 法第21条の規定に基づく家畜防疫員の指示の下、原則として、発生農場又はその付近において焼却又は埋却を行うこととし、これが困難な場合には、発酵による消毒を行う。
- イ 飼養規模、農場の地勢等によりアの措置が困難な場合には、当該死体の消毒、不浸透性容器への密封等必要な措置を講じた上で、当該死体を他の場所へ運搬し、処理を行う。
- ウ 運搬に当たっては、次の点に留意する。
 - (ア) 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
 - (イ) コンテナ車両がない場合は、床及び側面を1枚のシートで覆い、更に死体積載後、上部をシートで覆う。
 - (ウ) 車両には、消毒液を搭載するとともに、死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。
 - (エ) 運搬後は、車両及び資材につき、(6)に準じて直ちに消毒、焼却又は埋却を行う。
- エ 焼却又は埋却を行う場所の選定に当たっては、所有者及び関係者と事前に十分協議する。埋却の場合は、土質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を関係機関と協議する。焼却の場合は、火災予防に留意し、消防署等と協議する。

オ 焼却又は埋却をする場合は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第2の基準により行う。

(5) 消毒等

ア 家畜防疫員は、発生農場の所有者に対し、法第25条に基づき、農場全体、特に鶏舎の床、壁等の施設について、ケージ、集卵ベルト及び下水・排水溝等の設備の状況を踏まえ、十分に消毒するよう指示する。

イ 消毒は、その対象物に応じ、規則別表第2により行うこととし、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、蒸気等を選定して実施する。

ウ 農場の出入口は、1か所のみとし、人、車両等の消毒を必ず実施する。

エ 患畜等に接触し、又は接触したおそれのある器具、衣服等についても消毒を行う。

オ 消毒作業を実施する際には、作業員の衣服等を消毒済みのものと取り替える。

(6) 汚染物品の処理

ア 患畜等となる前7日以内に、当該患畜等又はその排せつ物に接触し、又は接觸したおそれのある次に掲げるものを汚染物品とする。ただし、発生農場由来の家きんの肉又は卵のうち、それぞれ食鳥処理場又は食用卵集配センター（以下「GPセンター」という。）等で既に食用に処理されていたものは、原則として汚染物品には当たらないものとする。

(ア) 家きんの肉、骨、臓器、羽毛

(イ) 家きんの卵

(ウ) 家きんの排せつ物

(エ) 飼料及び敷料

(オ) 飼養管理又は防疫作業に用いた車両及び器具

イ 家畜防疫員は、法第23条の規定に基づき汚染物品の所有者に対し、焼却、埋却又は消毒を行うよう指示する。

(7) 人員の確保

ア 現地における防疫措置に必要な人員は、現地対策本部が、関係機関及び関係団体の協力を得て確保する。

イ 防疫措置の遅延により発生の拡大が見込まれる場合には、発生都道府県は、動物衛生課の調整の下、他都道府県に家畜防疫員の派遣要請を行う。

ウ 想定を超える大規模な発生があり、ア及びイによる対応では十分な防疫措置が講じられず、発生の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合は、事前に自衛隊災害担当窓口に対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する等の手続を行い、動物衛生課と協議の上、都道府県知事より自衛隊への派遣要請を行う。

(8) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点

ア 入場時は消毒済みの作業着、長靴等を着用する。

- イ 退場時には、入場時に着用した作業着等を消毒後に脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行う。場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰る。
- ウ 農場出入口に仮設テントを設置する等、ア及びイの措置が円滑に実施できるよう配慮する。
- エ 帰宅（宅）後、移動に利用した車の消毒、着用していたすべての衣服の洗濯、入浴及び洗髪を行う。
- オ 現地防疫従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の家きん等に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合には、事前に家畜防疫員の指導を受け、エの措置を再度実施する。なお、従事者の雇用に当たっては、あらかじめ、家きん等の飼養の有無を調べ、家きん等を飼養している場合は、本病のまん延防止の観点から、直接防疫業務には当たらせないなど慎重を期する。

4 疫学関連農場等における防疫措置

同居歴による疑似患畜及び患畜となるおそれがある家畜が飼養されている農場（発生農場を除く。以下「疫学関連農場」という。）及び食鳥処理場等の施設（疫学関連農場を除く。以下「疫学関連施設」という。）においては、以下の防疫措置を行う。ただし、疫学関連施設で飼養されている疑似患畜又は患畜となるおそれがある家畜が、（1）のア又は（2）の病性鑑定の結果、患畜と決定された場合にあっては、原則として当該疫学関連施設を中心とした半径5km以内の家きん飼養農場に対し、法第32条第1項の規定に基づき、直ちに家きん及びその死体並びに家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限し、臨床症状を確認するとともに、必要に応じてウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。また、法第33条及び第34条の規定に基づき、当該区域の清浄性が確認されるまでの間、家きんの品評会等の家畜を集合させる催物の開催等を制限する。

（1）同居歴による疑似患畜

ア 家畜防疫員は、同居歴による疑似患畜の所有者に対し、法第14条第1項の規定に基づき遅滞なく当該同居歴による疑似患畜を隔離するよう指示するとともに、必要に応じて病性鑑定を実施する。

なお、法第14条第1項に基づく隔離を必要としない場合には、当該疑似患畜の所有者に対し、法第14条第2項に基づき隔離の解除又は本病のまん延を防止するため必要な限度において、係留等の措置をとるよう指示する。

イ 都道府県知事は、法第32条第1項の規定に基づき、当該疫学関連農場又は当該疫学関連施設の家きん、その死体、家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動の制限を指示する。

（2）患畜となるおそれがある家畜

家畜防疫員は、法第14条第3項の規定に基づき、患畜となるおそれがある家畜

の所有者に対し、その飼養する家きんについて21日を超えない範囲内において期間を定め、一定の区域外への移動の制限を指示するとともに、当該家きんの経過観察を行うとともに、必要に応じて病性鑑定等を実施する。

5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

都道府県知事は、患畜等の発生を確認し、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある場合には、法第32条第1項の規定に基づき、家きん、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、当該都道府県の区域内において移動を制限する区域（以下「移動制限区域」という。）又は区域外への搬出を制限する区域（以下「搬出制限区域」という。）を定めるとともに、法第33条及び第34条の規定に基づき、品評会等の家きんを集合させる催物の開催等を制限する。

（1）移動制限区域

ア 区域の範囲

（ア）原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の区域とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径5～30kmの範囲まで拡大し、又は縮小することができる。

なお、自家用家きん飼養農場（学校の敷地内の飼育舎その他の自家用に供される家きんの飼養場所であって、他の農場との間に、家きん等若しくはその死体若しくは家きん等の卵、獣医師、飼料関係者等の人、飼養管理関係器材等の物又は飼料運搬車等の車両の出入りがない等、疫学的な関連がなく、本病の病原体がまん延するおそれがないと家畜防疫員が認めたものをいう。以下同じ。）における発生の場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限の範囲を半径5km以内の区域とすることができる。

（イ）（ア）で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径5km（自家用家きん飼養農場における発生の場合にあっては、1km）の範囲まで縮小することができる。

（ウ）範囲の設定については、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき定める。

イ 制限期間

移動制限は、患畜等の発生の確認後速やかに行う。その制限期間は、原則として、最終発生に係る防疫措置の完了後21日以上の期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、最終的な期間を決定する。

ウ 制限内容

（ア）家きん及びその死体並びに家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限する。また、家畜防疫員は、家きん以外の鳥類の所有者に対し、移動の自粛を要請する。

（イ）飼料運搬車両等の畜産関連車両を消毒するため、幹線道路等に必要な消毒ボイントを設置し、家畜防疫員の指示に基づく消毒を実施する。

- (ウ) 移動制限区域内の食鳥処理場、GPセンター、ふ卵業務を行う種鶏場等の施設は、イによる移動制限の期間の終了又はエにより移動制限が例外とされるまでの間は閉鎖し、食用卵輸送車の消毒などにより、ウイルスの拡散防止の徹底を図る。
- (エ) 移動制限区域内における食鳥処理場以外の場所における自家と殺等の処理及びふ卵を停止し、又は制限する。
- (オ) 品評会などの家きんを集合させる催物等の開催を停止する。

エ 制限の例外

本病の発生状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、次により例外を設けることができる。

- (ア) 移動制限区域内のGPセンター等の再開
- (イ) 発生農場を中心とした半径5km以内の区域（自家用家きん飼養農場における発生の場合にあっては、動物衛生課と協議の上指定した区域）を除く食鳥処理場等の再開
- (ウ) 移動制限区域内の食鳥処理場、GPセンター、農場等へ直接搬入する移動制限区域外の家きん並びに移動制限区域外及び移動制限区域内の家きんの卵の移動
- (エ) 発生農場を中心とした半径5km以内の区域（自家用家きん飼養農場における発生の場合にあっては、動物衛生課と協議の上指定した区域）を除いた区域内における移動制限区域外で生産された種卵を用いるふ卵業務の再開
- (オ) 移動制限区域内及び移動制限区域外の保管、焼却、加熱処理又は発酵処理を目的とした施設への家きんの卵、家きんの死体及び家きんの排せつ物の移動
- (カ) 加熱、発酵等により、ウイルスを不活化するのに十分な処理がなされた家きんの卵、家きんの死体及び家きんの排せつ物の移動制限区域内及び移動制限区域外への移動
- (キ) (エ)により再開したふ卵業務で生産された家きんのひなを移動制限区域外の農場等へ直接搬入するための移動
- (ク) その他家畜防疫員が本病の病原体をまん延させるおそれがないと認めた場合

(2) 搬出制限区域

ア 区域の範囲

- (ア) 原則として、移動制限区域以外の区域で、移動制限の開始時に(1)のアの(ア)で設定した区域とする。ただし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、半径5km（自家用家きん飼養農場における発生の場合にあっては、1km）の範囲まで縮小することができる。
- (イ) 範囲の設定は、市町村等行政単位の区域又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき定める。

イ 制限期間

搬出制限は、患畜等の発生の確認後速やかに行う。その制限期間は、原則として、最終発生に係る防疫措置の完了後21日以内の期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、最終的な期間を決定する。

ウ 制限内容

- (ア) 家きん及びその死体並びに家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の搬出制限区域外への移動を禁止する。また、家畜防疫員は、家きん以外の鳥類の所有者に対し、移動の自粛を要請する。
- (イ) 生きた家きんについては、搬出制限区域内での移動及び搬出制限区域外から搬出制限区域内への移動は可能であるが、食鳥処理の場合を除き、移動先で必ず21日間以上係留し、家きんの所有者が臨床症状を観察する。
- (ウ) 飼料運搬車両等の畜産関連車両を消毒するため、幹線道路等に必要な消毒ポートを設置し、家畜防疫員の指示に基づく消毒を実施する。
- (エ) 種鶏場等のふ卵業務は、搬出制限区域内及び搬出制限区域外からの種卵を用いた業務に制限する。
- (オ) 品評会などの家きんを集合させる催物の開催を停止する。

エ 制限の例外

本病の発生状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、次により例外を設けることができる。

- (ア) 搬出制限区域外の食鳥処理場、GPセンター等へ直接搬入する家きん及び家きんの卵の移動
- (イ) 搬出制限区域外の保管、焼却、加熱処理又は発酵処理を目的とした施設への家きんの卵、家きんの死体及び家きんの排せつ物の移動
- (ウ) 加熱、発酵等により、ウイルスを不活化するのに十分な処理がなされた家きんの卵、家きんの死体及び家きんの排せつ物の搬出制限区域外への移動
- (エ) ウの(エ)のふ卵業務で生産された家きんのひなを搬出制限区域外の農場等へ直接搬入するための移動
- (オ) その他家畜防疫員が本病の病原体をまん延させるおそれがないと認めた場合

6 清浄性の確認のための検査等

(1) 移動制限区域及び搬出制限区域における検査

都道府県は、ア及びイに掲げる検査を行うものとする。

ア 発生状況検査

患畜又は疑似患畜の決定後に隔離等のまん延防止措置を講ずるとともに、移動制限区域内の立入検査により、家きん等の臨床検査、家きん等又は死亡した家きん等のウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

なお、患畜となるおそれがある家畜が決定した段階で、当該農場の移動制限等

のまん延防止措置及び移動制限予定区域内の農場の移動自粛を講じた場合には、同区域内の農場について上述の検査を開始することができる。

イ 清浄性確認検査

最終発生に係るアの検査の材料の採取完了後10日以上経過し、当該検査の結果が陰性であることが確認され、かつ、防疫措置が完了した後、アと同様の検査を行う。

(2) 移動制限の解除後の検査

移動制限の解除後、原則として3か月間、移動制限区域内の農場の監視を継続し、家きんの所有者から死亡羽数等の状況を報告させるとともに、第3の3に準じ、少なくとも1回、立入検査による家きん等の臨床検査、家きん等又は死亡した家きん等のウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

(3) 発生農場の経営再開のための検査

発生農場の消毒については、3の(5)による消毒も含め、少なくとも1週間間隔で3回以上反復して実施する。その後、当該農場の鶏舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行うとともに、清浄性確認のための家きん(以下「モニタ一家きん」という。)を導入し、立入検査によるモニタ一家きんの臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行い、清浄性を確認した上で、経営を再開する。

(4) その他の区域における措置

- ア 家畜防疫員は、すべての家きん飼養農場等に対し、本病の特性、野鳥との接触の防止等の防疫対策、臨床症状の確認の励行等について周知徹底を図る。
- イ 家畜防疫員は、飼育鳩等家きん以外の鳥類の飼育者に対しても、本病の特性等について周知徹底を図り、発生時における防疫措置の協力を要請する。

7 ワクチン

都道府県知事は、原則として、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が続発し、発生農場の飼養家きんの迅速なう汰が困難となり、又は困難になると判断される場合に、法第31条の規定に基づき、以下のとおりワクチン接種を実施することとする。農林水産大臣は、必要に応じ、法第47条の規定に基づきその旨を指示する。

- (1) ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所その他必要な場所とし、発生時に応じて発生地域を含む関係都道府県の施設等に移送する。
- (2) 動物衛生課は、発生状況等を踏まえ、ワクチンの使用を検討する。動物衛生課からワクチン接種を行う旨の連絡を受けた都道府県畜産主務課は、接種地域、接種家きん等について、動物衛生課と協議する。
- (3) ワクチン及び注射関連資材は、法第49条の規定に基づき該当都道府県に譲与し、又は貸し付ける。該当都道府県畜産主務課は、譲与又は貸付けの申請書及び受領証を動物衛生課に提出する。
- (4) ワクチン接種は、譲与され、又は貸し付けられたワクチンの用法及び用量に従い、原則として、法第31条の規定に基づき、家畜防疫員が迅速かつ計画的に実施する。

注射事故があった場合には、速やかに動物衛生課に連絡し、その指示に従う。都道府県畜産主務課は、ワクチン接種後、ワクチンの使用状況等について、動物衛生課に報告する。

- (5) 都道府県畜産主務課は、ワクチン接種を実施した家きん等について、規則第13条の規定に基づき標識を付し、その移動を制限するとともに、接種家きん農場等は、すべての接種家きんが処分等されるまでの間、家畜防疫員による定期的な検査等の監視を行う。

8 感染経路の究明

本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路の究明が重要であり、感染経路の究明には、科学的なデータに基づいた詳細な疫学的調査が不可欠である。

このため、本病が発生した場合は、農林水産省は、獣医学の専門家のほか、野鳥、野生動物等の専門家で構成する疫学調査チームを立ち上げ、発生地において、担当家畜保健衛生所等と連携し、材料の採取及び検査、家きん、人、車両及び物品の移動、野鳥等との接触の可能性並びに気象条件等の網羅的な疫学調査を実施し、感染経路の究明に努める。

9 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合における防疫措置

弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスと考えられるウイルスの感染（以下「弱毒タイプの感染」という。）が確認された場合においては、原則として、2から8までに掲げる防疫措置を講ずることとする。ただし、弱毒タイプの感染が確認された農場（以下「弱毒タイプ確認農場」という。）が所在する都道府県の畜産主務課は、動物衛生課と協議の上、(1)から(3)までに掲げる防疫措置を講ずることができる。

(1) 農場監視プログラムの適用

病性鑑定の結果、ウイルスに対する抗体が確認され、ウイルスが分離されない家きんを飼養する農場のうち、家畜防疫員が、当該農場の鶏舎ごとにウイルス拡散防止のための厳格な飼養衛生管理が確実に実施されると判断した農場については、当該農場の家きんの飼養者と協議の上、ア及びイに掲げる防疫措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用することができる。この場合において、農場監視プログラムが適用される農場（以下「適用農場」という。）の家きんについては、早期に処理を行うものとする。なお、当該適用農場においては、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されているすべての家きんが処理された時点で、農場監視プログラムの適用を終了するものとする。

ア 清浄性の確認のための検査

- (ア) 適用農場においては、すべての鶏舎について、家畜防疫員が標識を付したモニタ一家きんを1鶏舎当たり30羽以上、鶏舎内で偏りのないように配置する。

- (イ) 家畜防疫員は、モニタ一家きんを配置した日から起算して2週間後及び4週間後に適用農場におけるすべての鶏舎に立ち入り、当該モニタ一家きんの臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査（以下「モニタ一家きん検査」という。）を実施する。
- (ウ) 家畜防疫員は、モニタ一家きんを配置した日から起算して4週間後に実施されるモニタ一家きん検査以降も、原則として、当該適用農場において定期的にモニタ一家きん検査を実施する。
- (エ) 適用農場においては、弱毒タイプの感染が確認された日から最初のモニタ一家きん検査が実施されるまでの間、家畜防疫員は、当該適用農場に2週間間隔で立ち入り、飼養家きんの臨床検査並びに1鶏舎当たり30羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。
- (オ) モニタ一家きん検査によりウイルスの感染が確認された場合、(エ) のウイルス分離検査によりウイルスが分離された場合その他(イ)から(エ)までの検査により適用農場の鶏舎にウイルスが存在すると判断された場合には、当該適用農場については3の(3)から(6)までに掲げる措置を講ずることとし、当該適用農場において経営を再開する場合には、6の(3)に掲げる措置を講ずる。

イ 移動制限

適用農場においては、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されているすべての家きんが処理されるまでの間、(ア)から(ウ)までに掲げる場合を除き、当該適用農場の家きん等の移動を制限する。

- (ア) 搬出及び搬送の時点において病原体の拡散防止措置を講じた上で、適用農場の家きん卵を病原体の拡散防止措置が講じられていることが確認されたG Pセンター等に直接搬入する場合
- (イ) 適用農場において、モニタ一家きんを配置した日から起算して4週間後に実施されるモニタ一家きん検査又はそれ以降に実施されるモニタ一家きん検査において、ウイルスの感染が否定されてから2週間以内に、当該適用農場で飼養されている家きんを食鳥処理等の目的で鶏舎外に移動させる場合
- (ウ) a及びbに掲げる条件を満たして、適用農場に家きんの再導入を実施する場合
- a 農場監視プログラムの適用開始時において飼養されていたすべての家きんが処理され、かつ、6の(3)の検査が終了している鶏舎に限り、家きんの再導入を実施すること。
- b 当該適用農場において家きんを再導入しようとする鶏舎以外のモニタ一家きん検査において、ウイルスの感染が否定されていること。

(2) 関連農場の検査

ア 移動の制限

弱毒タイプ確認農場が所在する都道府県の畜産主務課は、速やかに当該農場と

過去 6 か月以内に疫学的な関連がある（ア）から（ウ）までに掲げる農場（（2）において「関連農場」という。）を特定するものとする。この場合において、家畜防疫員は、必要と認めるときは、飼養家きんを法第 14 条第 3 項に規定する患畜となるおそれがある家畜として 21 日を超えない範囲内において、鶏舎外に移動させてはならない旨を指示することができる。

（ア）弱毒タイプ確認農場に入り出していた人又は車両が頻繁に入り出していた農場

（イ）弱毒タイプ確認農場で飼養されていた又は飼養されている家きんの導入元農場

（ウ）弱毒タイプ確認農場で飼養されていた家きんの出荷先農場

イ 検査

家畜防疫員は、関連農場の家きんについて、臨床検査並びに 1 鶏舎当たり 10 羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施することができる。

ウ その他

弱毒タイプ確認農場が所在する都道府県以外に関連農場が所在する場合には、弱毒タイプ確認農場が所在する都道府県の畜産主務課は、動物衛生課にその旨を連絡し、動物衛生課は、関連農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。

（3）移動制限区域

都道府県知事は、アからエまでに掲げるところにより、弱毒タイプ確認農場に関する移動制限区域を定め、移動制限区域内の検査を行うものとする。

ア 区域の範囲

（ア）弱毒タイプ確認農場に関する移動制限区域の設定は、原則として、弱毒タイプ確認農場を中心とした半径 5 km 以内の範囲とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径 30 km 以内の範囲まで拡大することができる。

（イ）（ア）により設定した範囲については、その後の清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、これを縮小することができる。この場合において、エの（イ）に掲げる検査により清浄性が確認された場合には、農場監視プログラムの適用開始時から起算して 21 日後以降、移動制限区域を当該適用農場の敷地の範囲まで縮小することができる。

（ウ）範囲の設定については、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき定める。

イ 制限期間

移動制限は、弱毒タイプの感染が確認された後速やかに行う。その制限期間は、原則として、（ア）又は（イ）に掲げる期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、最終的な期間を決定する。

（ア）適用農場に係るアの（ア）又は（イ）により設定した移動制限区域の制限期

間は、当該農場内のすべての家きんが処理されるまでの期間

(イ) 適用農場以外の弱毒タイプ確認農場に係るアの（ア）又は（イ）により設定した移動制限区域の制限期間は、最終発生に係る防疫措置完了後 21 日以上の期間

ウ 制限の内容及び例外

制限の内容及び例外は、それぞれ5の（1）のウ及びエに掲げるものを原則とする。ただし、制限の例外については動物衛生課と協議の上、次に掲げる場合を追加することができる。

(ア) 移動制限区域内の食鳥処理場の再開

(イ) 移動制限区域内の食鳥処理場に直接搬入する移動制限区域内の家きんの移動

(ウ) 移動制限区域内で生産された種卵を用いるふ卵業務の再開

(エ) (1) のイの（ウ）の規定による適用農場への家きんの再導入

エ 移動制限区域内の清浄性の確認のための検査

都道府県知事は、（ア）及び（イ）に掲げるところにより、弱毒タイプ確認農場に関する移動制限区域内の清浄性の確認のための検査を行うこととする。

(ア) 移動制限区域における緊急検査

都道府県は、弱毒タイプ確認農場の確認後直ちに、移動制限区域内のすべての家きん飼養農場に立ち入り、臨床検査並びに1鶏舎当たり10羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(イ) 清浄性確認検査

都道府県は、最終発生に係る防疫措置の完了後（適用農場に係るアの（ア）により設定した移動制限区域については、当該農場において農場監視プログラムの適用を開始した後）おおむね14日目以降、（ア）と同様の検査を実施する。

第3 防疫対応の強化

1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要である。このため、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制の構築に努める。特に、本病については、本病を含むA型インフルエンザウイルスの人の健康に対する影響を考慮し、患畜等が確認された時点で、農林水産省は厚生労働省に対し、都道府県畜産主務課は公衆衛生担当部局、都道府県警察等関係機関に対し、それぞれ速やかに連絡が行えるような体制の構築が必要である。

また、都道府県は、万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、隣接都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打ち合わせ及び発生時を想定した防疫演習を実施し、まん延防止体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

2 試験研究機関等との連携

本病の発生予防やまん延防止措置を的確に推進していくためには、本病に関する知見の収集やより効果的な防疫手法、特に、迅速で精度の高い診断薬や、感染を完全に防御する等より有能なワクチンの開発等が重要であり、こうした観点から、社会的、経済的側面にも配慮しつつ本病病態解明の研究を積極的に推進していくことが必要である。このため、農林水産省は、動物衛生研究所、大学等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備に努める。

また、本病は、世界各国で発生がみられるところから、国際的な発生状況の把握や本病に関する知見の収集に努めるため、農林水産省は、試験研究機関と連携し、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局その他の国際機関との積極的な情報交換に努める。

3 監視体制の維持

都道府県畜産主務課は、地域の実態にあったモニタリングプログラムを作成し、これに基づき家畜保健衛生所においてモニタリングを実施する。

(1) モニタリングの対象

ア 原則として、毎月1回、1家畜保健衛生所当たり3農場、1農場当たり6週齢以上の家きん又は死亡した家きん1種ごと10羽以上を対象とする。

イ 都道府県内で確認された死亡野鳥についても、必要に応じ調査の対象とする。

(2) モニタリング検査の実施

(1) のモニタリング対象となった家きんについては、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。なお、ウイルスが分離されずに血清抗体のみが陽性となった場合は、再検査を実施することとし、ウイルスが分離された場合には、第2の1の(2)のイ及び(3)により対応する。